

答 申

1 審査会の結論

埼玉県議会議長（以下「処分庁」という。）が平成28年10月7日付けで行った公文書部分公開決定は妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年9月27日付けで、埼玉県議会情報公開条例（平成11年埼玉県条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、処分庁に対し、「平成27、28年度埼玉県議会欠席届」の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) これに対し処分庁は、本件公開請求に係る公文書として、次の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
「平成27、28年度 埼玉県議会欠席届のうち、公開請求日までのもの」
- (3) 処分庁は、平成28年10月7日付けで、本件対象文書のうち欠席理由の部分について、条例第7条第1項第1号に該当するとして、当該部分を非公開とする公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、平成28年10月19日付けで、処分庁に対し、全部公開を求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、平成28年12月20日に処分庁から条例第14条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会の鈴木潔委員及び高松佳子委員は、平成29年1月19日に処分庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成29年2月14日に審査請求人から口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

非開示とした部分の取消しによる全部公開を求める。

(2) 審査請求の理由

条例第1条では、県民の知る権利を保障するため、埼玉県議会に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県議会の実現を図り、県政の発展に寄与することを目的としている、と定めている。県民は選挙で選出された議員の活躍を期待し、投票行動を行ったもので、議員はその期待に応える責務がある。

〇〇市における情報公開請求では全面的に開示されたことや、議員は公人であり、議員としての活動は全て公開されるべきであり、公開しない理由に条例第7条第1項に該当し、非開示とした議長長の判断は第1条に違反し無効である。

また、徳島県阿波市議会議員のように本会議を欠席し、ネパールに登山旅行に出かけたという事例もあり、公務の出席監視のためにも欠席理由は開示すべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件公開請求について

本件公開請求は、埼玉県議会議員（以下「議員」という。）が埼玉県議会（以下「県議会」という。）の本会議や委員会を欠席する場合、当該議員から提出される欠席届の公開を求めるものであり、議員からの欠席届が対象文書となる。

(2) 本件処分の理由について

本件対象文書には、欠席した議員の氏名、欠席理由及び欠席期間が記載されており、これらは特定の個人を識別できる情報に該当する。したがって、本件欠席届は、個人情報に記載された文書である。

欠席した議員の氏名及び欠席期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

123条第1項の規定により作成される会議録に記載され、県議会では同法第115条（議事の公開の原則）の趣旨にのっとり当該会議録を公開している。

本件対象文書のうち、欠席議員の氏名及び欠席期間は会議録で公開しているため、条例第7条第1項第1号ただし書イに該当し、非公開情報から除外される。

以上のことから、本件対象文書に係る公開請求に対して、個人の氏名及び欠席期間を公開し、欠席理由を非公開とする部分公開決定を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「議員としての活動は全て公開されるべき」であり、「出席監視のためにも欠席理由は開示すべき」と主張している。

議員としての活動である本会議及び委員会の出席の状況については、会議録で公開されている。しかし、本件欠席届に記載されている欠席理由については、条例第7条第1項第1号により非公開情報に該当し、公開しないことができる。なお、当該欠席理由については、個人情報のうち公開すべきもの（同条同項同号ただし書イ～ハ）に該当しない。

以上のことから、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は正当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

埼玉県議会会議規則（昭和58年議会規則第1号）第7条では、「議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため会議に出席できないときは、その理由及び日数を付けて、あらかじめ議長に届け出なければならない」と規定している。また、埼玉県議会委員会規程（昭和58年議会告示第1号）第12条では、「委員は、公務、疾病、出産その他の事故のため委員会に出席できないときは、その理由及び日数を付けて、あらかじめ委員長に届け出なければならない」と規定している。

本件対象文書は、平成27年6月定例会から平成28年9月27日までに埼玉県議会会議規則第7条又は埼玉県議会委員会規程第12条の規定に基づき、議員から

提出された欠席届である。

また、欠席届には、欠席する議員の氏名、欠席理由及び欠席期間が記載されている。

(2) 本件審査請求について

本件審査請求は、処分庁が本件対象文書のうち、欠席理由を非公開として行った部分公開決定を不服として行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性を判断するため、本件対象文書に記載された欠席理由の条例第7条第1項第1号の該当性について検討する。

(3) 条例第7条第1項第1号の該当性について

条例第7条第1項第1号では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができると規定している。また、同号ただし書イでは、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報」、同号ただし書ロでは、「公表することを目的として作成し、又は入手した情報」、同号ただし書ハでは、「法令等の規定に基づく許可、届出等の際に作成し、又は入手した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、非公開とされる個人に関する情報から除かれることが規定されている。

処分庁は、欠席理由が公務であれば、公開されるものであるが、公務以外の私的理由の場合、当該事由は、条例第7条第1項第1号の個人に関する情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非公開にしたと主張する。

個人に関する情報とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項に関する事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものとされている。

また、「埼玉県議会情報公開条例 解釈と運用」（平成28年4月 埼玉県議会事務局）（以下「解釈と運用」という。）では、条例第7条第1項1号は、「個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報の内容のいかんを問わ

ず、特定の個人が識別され又は識別され得る限りにおいて、当該情報を原則として公開しないことができるものとして取り扱うものである」とされている。

こうした個人に関する情報の趣旨等からすると、本件対象文書において公務以外の私的事由が記載されている欠席理由は個人に関する情報に該当すると認められるものである。

次に、欠席理由について、非公開情報である個人に関する情報が例外的に公開できると定めている条例第7条第1項第1号のただし書に該当するかどうか検討する。

まず、欠席理由は、法令等により何人でも閲覧することができる情報とはいえず、また、公表することを目的として作成し、又は入手した情報ともいえないことから、条例第7条第1項第1号ただし書イ及びロに該当するとは認められない。

また、同号ただし書ハの規定における「公開することが公益上必要であると認められるもの」について、解釈と運用には、「公益」の例示として「公共の安全や秩序の維持あるいは人の生命、身体、財産の保護」が掲げられていることを勘案すると、欠席理由の公開が公益上必要であるということは困難であり、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

以上のとおり、欠席届に記載されている欠席理由については、条例第7条第1項第1号本文の個人に関する情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非公開とした判断は妥当であるといえる。

(4) その他

請求人は、「公務の出席監視のためにも欠席理由は開示すべきである」と主張しているが、もとより県議会は議事機関であり、本会議や委員会における審議を通じて意思形成が図られるなど、その出席は議員にとって重要かつ基本的な責務の一つであることは論をまたないものであり、欠席した場合の理由については、県民から負託を受けた議員として、説明責任を果たす上で重要なものであるといえる。

また、条例第1条では、「この条例は、県民の知る権利を保障するため、公文書

の公開に関し必要な事項を定め、併せて総合的な情報公開を積極的に推進することにより、埼玉県議会（以下「県議会」という。）に対する県民の理解と信頼を深め、もって開かれた県議会の実現を図り、県政の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。

さらに、条例第3条では、「県議会は、公文書の公開と併せて、より一層の会議の公開及び情報提供の充実を図ることにより、総合的な情報公開の積極的な推進に努めるものとする。」と規定している。

そのため、条例第1条及び第3条の趣旨や二元代表制の一翼を担う県議会の果たす役割と責務の重要性並びに上述の議員としての説明責任に鑑みると、欠席した議員の氏名及び期間の公表だけでは、必ずしも十分とはいえず、欠席理由の公表のあり方について、今後、検討されることが望まれるものである。

なお、処分庁及び審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭（以上の委員は、平成29年3月31日付けで、任期満了により退任）

大谷 基道、小林 玲子、西村 弥

審議の経過

年 月 日	内 容
平成28年12月20日	諮問を受ける(諮問第288号)
平成29年 1月19日	処分庁から意見聴取
平成29年 2月14日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議（第一部会第118回）

平成29年 4月28日	審議（第一部会第119回）
平成29年 5月18日	審議（第一部会第120回）
平成29年 6月22日	審議（第一部会第121回）
平成29年 7月27日	審議（第一部会第122回）
平成29年 9月19日	審議（第一部会第123回）
平成29年10月17日	審議（第一部会第124回）
平成29年11月 2日	答申